

○北海道警察職員健康安全管理規程の運用について

令和3年4月1日

道本厚第7号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察職員健康安全管理規程（平成14年警察本部訓令第24号。以下「健康安全管理規程」という。）の運用及び解釈については、これまで「北海道警察職員健康安全管理規程の運用について」（平28. 3. 28道本厚第4533号）に基づいて運用してきたところであるが、この度有効期間を満了したため、引き続き次のとおり運用することとしたから、所属職員に周知徹底の上、適正かつ円滑な運用に務められたい。

記

第1 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用 方 針
1 職員の責務（第3条関係）	職員は、健康診断の受診義務を負うほか、自主的に心身の健康の良好な保持増進に努め、心身の健康に異常を覚えたときは、速やかに医師の診療を受けて、疾病の早期発見及び早期治療に努めなければならないものである。
2 健康管理者（第6条関係）	(1) 健康管理者は、それぞれの部署における健康管理に関する事務の責任者として、副健康管理者を通じて当該部署の衛生管理者等を指揮するものである。 (2) 警察本部、警察学校及び方面本部の健康管理者は、それぞれの部署の所属長と連携を密にし、効果的な健康管理に関する事務の推進に努めるものとする。 (3) 「健康障害を防止するための措置」とは、適当な室温、採光、照明、換気等について配慮し、勤務環境の保持及び改善に努めること及び長時間勤務による健康障害の防止に努めることをいう。 (4) 「衛生のための教育の実施」とは、講演会、研修会等の開催及び資料の作成、配布等により、職員の健康管理に関する知識の向上に努めることをいう。 (5) 「健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置」とは、職員に対する健康診断を適正かつ円滑に実施するほか、積極的な健康相談の実施、中高齢職員に対する配慮、職員の融和、生活指導等の推進による身体及び精神の疾患予防並びに体育・レクリエーション活動等の促進に努めることをいう。 (6) 「職務に起因する災害の原因の調査及び再発防止対策で、衛生に係るもの」とは、職務に起因して発病した疾病に関する原因の調査及び再発防止対策をいう。 (7) 「前各号に掲げるもののほか、健康管理に必要な事項」とは、救急用具等の点検・整備その他健康管理に必要な措置を講ずることをいう。
3 衛生管理者等の選任（第7条関係）	(1) 衛生管理者は、都道府県労働局長の免許を受けた者その他省令で定める資格を有する者から選任するものとする。 (2) 衛生推進者は、次のいずれかに該当する職員から選任するものとする。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 イ 学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

	ウ 5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 エ 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 オ 衛生管理者の資格を有する者
4 衛生管理者等の職務（第8条関係）	衛生管理者等は、健康管理に関する事務の担当者として、次に掲げる事務の処理を行うものとする。 (1) 健康障害を防止するための措置 (2) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 (3) 健康に異常のある者の発見及びその措置 (4) 衛生教育、健康相談等の実施 (5) 職務に起因する災害の原因の調査及び再発防止対策（衛生に係るものに限る。）の実施 (6) 救急用具等の点検・整備の実施 (7) 傷病等に関する統計の作成 (8) その他健康管理に関する事項
5 衛生担当者（第9条関係）	衛生担当者は、衛生管理者等の事務を積極的に補助し、健康管理に関する事務を適正かつ円滑に処理するものとする。
6 健康管理医（第10条関係）	(1) 警察学校、方面本部及び警察署に置く健康管理医には、健康管理者の推薦に基づき、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が委嘱する医師をもって充てるものである。 (2) 警察学校、方面本部及び職員数50人以上の警察署に置く健康管理医の任免等については、別に定める健康管理医に関する要綱によるものとし、職員数50人未満の警察署に置く健康管理医の取扱いについては、別に通知するものとする。
7 健康審査委員（第12条関係）	(1) 健康審査委員には、警察本部長が委嘱する医師をもって充て、その任免等については、別に定める健康審査委員及び精神保健医に関する要綱によるものとする。 (2) 健康審査委員は、健康審査に当たっては、審査対象の職員を直接診察することができるほか、当該職員に対する適切な指導を行うため、必要に応じ、当該職員の家族又は所属職員を同席させることができるものとする。
8 精神保健医（第12条の2関係）	精神保健医には、警察本部長が委嘱する医師をもって充て、その任免等については、別に定める健康審査委員及び精神保健医に関する要綱によるものとする。
9 健康管理個人フォルダー（第17条関係）	健康管理個人フォルダーの保存期間は長期とし、健康管理個人フォルダーに収納する健康診断の記録等の保存期間は5年とする。
10 指導区分の申請（第18条関係）	(1) 健康診断の結果又は職員からの申出により、健康に異常があると認める職員を発見した場合の指導区分の申請は、全て所属長が行うものである。 (2) 指導区分の申請は、私傷病又は公務傷病にかかわらず、次により行うものとする。 ア 勤務管理 (7) 「要療養」は、原則として、引き続き1月以上休業（病気休暇及び年次有給休暇を含む。）することが必要であるとき。 (4) 「要軽業」は、原則として、引き続き1月以上勤務時間を軽減することが必要であるとき。 (7) 「要注意」は、原則として、1月以上勤務上の免除措置等が必要であるとき。

	(エ) 「平常」は、勤務上の措置を全く必要としないとき。 イ 医療管理 (7) 「要医療」は、入院又は通院の方法により、医師による直接の医療行為が必要であるとき。 (イ) 「要観察」は、発病・再発を防止するために医師による検査を含む経過観察が必要であるとき。 (ウ) 「観察不要」は、医療上の措置を全く必要としないとき。 (3) 要軽業として、勤務を軽減する期間は、原則として、1日4時間の病気休暇を受ける場合は、当該事由の発生した日から引き続く1月、1日2時間未満の病気休暇を受ける場合は、当該事由の発生した日から引き続く6月をめぐとし、これを延長する必要があるときは、健康管理医又は保健師による面接を行うものとする。 (4) 所属長は、健康に異常があると認める職員を発見した場合において、当該傷病が1月未満で完治する見込みがあるときは、指導区分の申請を要しないが、健康安全管理規程別表第3の健康管理指導区分及び指導基準に準じ、当該職員に対する健康管理上の必要な指導を行わなければならない。
11 指導区分の決定等（第19条関係）	警察本部厚生課長及び方面本部の警務課長は、北海道警察の事務の専決に関する訓令（昭和43年警察本部訓令甲第9号）第3条の規定により、警部補以下の警察官及び同相当の一般職員の指導区分の申請を受理し、これを処理することができるものである。
12 指導区分該当者に対する指導（第21条関係）	(1) 所属長は、指導区分該当者の病状の把握等に当たって、四半期ごと（4月、7月、10月及び1月）及び必要に応じ、北海道警察情報管理システムによる健康管理業務により健康管理指導区分該当者一覧表（別記様式）を印字出力し、その病状等に変わりがないかを確認するものとする。 (2) 所属長は、指導区分該当者に対し、衛生管理者等及び保健師のほか、当該職員を直接監督する地位にある者等を通じて、適宜、きめ細かな療養生活又は勤務方法の指導又は助言に努めるものとする。 (3) 衛生管理者等及び保健師は、指導区分該当者の主治医等から病状や意見を聴取するとともに、随時、訪問指導を行うなど職場復帰に向けた支援を積極的に行うものとする。 (4) 警察本部、警察学校及び方面本部の健康管理者は、衛生管理者等及び保健師から、指導区分該当者に対する(2)及び(3)の事項の実施結果の報告を受けたときは、当該職員の所属長にその状況を通知するものとする。
13 記録の送付（第24条関係）	(1) 健康管理に関する記録（以下「健康管理記録」という。）とは、次に掲げるものをいう。 ア 健康管理個人フォルダー イ 健康診断の記録等 ウ その他健康管理上記録を要する書類 (2) 職員が、出向等により他機関へ転出した場合は、転出先での健康管理に関する指導に活用するため、健康管理記録を保管する健康管理者は、当該職員の健康管理記録を警察本部厚生課長に送付するものとし、これを受けて警察本部厚生課長は、健康管理記録の写しを転出先に送付するものとする。 (3) 警察本部厚生課長は、他機関から転入した職員の健康管理記録の送付を受けた場合は、当該職員の配置先の健康管理者へこれを送付

	することとする。 (4) 健康管理者は、職員が退職した場合は、当該職員の健康管理記録を警察本部厚生課長へ送付するものとする。 (5) 健康管理記録を送付する際は、当該記録の在中した封筒を封印した上で、表面に「健康管理記録在中」と明記すること。
--	--

※ 別記様式は省略